

令和 8 年地方分権改革に関する提案募集に係る

全事項に共通して国に対処を求める意見

全 国 知 事 会

本年 5 月、平成 26 年から導入された「提案募集方式」による規制緩和等を内容とする第 16 次地方分権一括法が成立し、全国知事会としては、地方分権改革が着実に前進しているものと評価しております。

本年の提案募集に係る各府省からの第 1 次回答では、提案内容に対応困難や今後検討とされたものが多く、全国知事会としては、今後の検討過程で各都道府県の提案全般について、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求めます。

個別項目への意見については、別添のとおりです。また、全てに共通して国に対処をお願いする事項については以下のとおりです。

- ・各府省からの第 1 次回答において、現行規定により対応可能であるとされたものについて、要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう具体的な作業スケジュール等を示しながら、説明責任を果たすこと。
- ・事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、財源措置、権限移譲などのスケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。
- ・特に財源措置については、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。
- ・地方が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるように、国の過剰な関与や規制のうち、地方側の課題意識が強い分野については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」のように、制度的な課題として捉え抜本的な見直しを行うこと。

令和8年地方分権改革に関する提案募集に係る

全事項に共通して国に対処を求める意見

全 国 市 長 会

- 1 住民の利便性向上及び都市自治体の事務負担の軽減を図る観点から、現在、住民が市町村を経由して都道府県または国に対し、届出・申請等を行うこととされている事務については、市町村を経由せずに直接、手続が行えるよう、システムを整備するとともに、できる限り廃止すること。
- 2 都市自治体の現場によっては、深刻な人材不足等により、現行の制度設計では適切なサービスを提供できる体制を維持していくこと自体が困難である現状を国は受け止め、制度の趣旨は維持しつつも、持続可能な制度となるよう再構築し、またはデジタル技術の活用などによる柔軟で選択可能な基準を示すなど対策を講じること。
- 3 計画の策定等については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つように運用することを含め、都市自治体の負担軽減に資する具体的な取組を進めること。
- 4 事務・権限の移譲対象を具体的に国が決定する段階では、工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
- 5 財源については、都市自治体に移譲された事務・権限の実施に当たり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないよう、必要総枠を確保し、国・都道府県から都市自治体に財源移譲すること。

- 6 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。
- 7 事務・権限の移譲を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。

令和 8 年地方分権改革に関する提案募集に係る
全事項に共通して国に対処を求める意見

全 国 町 村 会

- ・人口減少下においても、町村に限られた人材で行政サービスを持続的に担い、地域の行政課題に沿った創意工夫を要する事務に注力できる体制を確保する必要がある。国は、政策立案に当たり事務処理の方法を検討する際は、このことを十分に考慮すること。

また、既存の計画の統廃合や経由事務の見直しにより、町村の事務負担の軽減に資する具体的な取組を進めるとともに、人材不足やデジタルの普及など社会情勢の変化に対応した事務処理方法の見直しなど、既存の事務のあり方を点検し必要な対応を行うこと。

- ・国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、計画等の策定を求める法令の規定や通知等を新設しないとする原則を遵守するとともに、専任職員の配置等について一律に義務付けを求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。
- ・町村に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国・都道府県から町村に財源移譲すること。

- ・ 技術系職員や福祉分野などにおける専門人材を町村が単独で確保することが困難な状況にあるため、他の事業者との連携による体制整備を推進するとともに、専門人材を確保し派遣する取組を推進すること。
- ・ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
- ・ 地方公共団体が実施主体となる事業に対し、国が事業実施の有無や実施方法に関する判断を事実上制限することは、地方公共団体の自由度の向上を目指す地方分権改革の理念に反するため厳に慎むこと。特に、全国一律の基準により実施する給付金については、国が直接事務を行うこと。やむを得ず地方公共団体に対応を求める場合には、スケジュールや給付要件を早期に明示した上で、事務負担を最小限のものとするとともに、給付に係る事務費は国が全額負担すること。
- ・ なお、国は、地方分権改革に関する提案募集における個別の提案への対応に留まらず、その提案趣旨を十分踏まえ、事務の廃止や統合、簡素化など制度の横断的な見直しを推進すること。

令和8年7月14日

内閣府地方分権改革推進室 御中

全国都道府県議会議長会
全国市議会議長会
全国町村議会議長会

令和8年の地方分権改革に関する提案に係る関係府省からの
第1次回答に対する見解等について(回答)

平素は、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の会務運営について、御支援・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和8年6月18日付けで照会のありました、標記事項について、下記のとおり回答いたします。

格別の御配慮のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 地方議会に係る提案事項

地方分権改革の推進により、地方議会の果たす役割と責任はますます増大することから、地方議会の自主性・自立性確保と権限強化を図る必要がある。このため、議会の権限等に係る提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて慎重に対応すること。

また、地方議会は、投票率の低下や無投票当選の増加、議員の性別や年齢構成の偏り、議員のなり手不足などの課題を抱えていることから、こうした課題解決に資する提案については、積極的に対応すること。

2 その他の提案事項

第2次回答を示す際には、地方の意見を十分踏まえ改めて検討を行い、その実現を図ること。